

平成 30 年 3 月 23 日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 希望の党の松沢でございます。

今日私は、来年度の予算に関連して、大学教育について大臣の所見を伺いたいと思います。

通告の質問に入る前に、ちょっと基本認識として、大臣知っていたらお答えいただきたいのですが、大臣は日本の大学進学率、近年大体どれぐらいか御存じでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） 今、学士課程は五〇%というのが資料として出ておりまして、高等教育段階全体では八〇%、OECDの資料でございます。

○松沢成文君 OECD諸国の中で、学士課程、四年制大学の進学率約五〇%、今三十一か国、二か国ぐらいあるんですか、OECD諸国、その中で二十三位ですよ、日本。大臣、これまだまだ低いと。例えばオーストラリアやアイルランドはみんな八〇%、九〇%あるわけですね。ですから、日本も先進国としてもっともっと大学進学率を六〇%、七〇%、上げた方がいいと考えているのか、まあ大体これぐらい、五〇%、半分ぐらいの人が大学に行くんだから、これぐらいでよろしいと考えているのか、その辺りの認識はいかがでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） 私の限られた経験ですと、アメリカへ行ったときに、コミュニティーカレッジというのがあるんですね。そこは、リカレントも含めてたくさんの方が入っていらっしゃいますので、ああいうタイプのものはなかなか、我が国にはあれにすっとくるものはないということもあるので、一律に数字だけで比較することがいいかどうかというのはございますけれども、大事なことは、やっぱり、進学したいのにできていない人がいるということは、やっぱり政策等を通じて支援をしていかなきゃいけないんじゃないかと、そういうふうに思っております。

○松沢成文君 そうしますと、今、高等教育の無償化の議論がなされていまして、憲法から変えろという議論もあるぐらいなんですけど、これ、高等教育が無償化されて、経済的な理由で大学に行けないという人がどんどんどんどん減ってくるでしょう。あるいは、究極的にはなくなってくるのかもしれませんが。そうすると、日本の大学進学率はどんどんどんどん、六〇%、七〇%、八〇%に上がっていくと、そう考えておられますか。

○国務大臣（林芳正君） まあ、そこは未来予測ということになりますが、高校を卒業してすぐ大学へ行かれる人が増えるかどうかということはなかなか難しいことだと思っております。いわゆるリカレントというのは、一度、一回大学まで行ってからまた戻るということでよく議論されておりますが、実は、高校卒業してから社会経験をして、先ほどキャリア教育というお話もありましたけれども、一度仕事をしてみるというのは物すごい、キャリア教育ではなくてキャリアそのものでありますから、その上で、ああ、自分はこういうスキルが要るなというふうに思われて、それから大学に進むということも当然あっていいと思えますし、諸外国ではそういうことが多いというふうに伺っておりますので、そういうふうに、そういうルートもあるということも含めて、今、実はリカレント教育についても人生百年時代という会議で議論しておるところでございます。

○松沢成文君 この大学進学率ですが、日本全体では五〇%なんですけれども、これ、都道府県別のベストスリー、ワーストスリー。これ、急に聞いても分からないでしょうから、私ちょっと調べてきたんですが、ベストスリーは、東京都七二%、京都府六四%、山梨県が六〇%ですね。ワーストスリーというのが、大分が三六・九%、沖縄が三七・一%、鹿児島が三七・七%。

これ、トップの東京と一番低い大分とは、これ倍違うんですよ。かなり地域の偏在性があるんですけれども、これは、大臣、見ていてどうですか、認識は。これ、極めて問題だと、どんなところが問題だと思います。

○国務大臣（林芳正君） 三位の山梨が山口でなくてちょっと残念でございますが、どういう理由かって、ちょっと突然のお尋ねですので、こういうことになっているその背景というのをやはりよく見てみないと、一概にはお答えできないのかなというふうに思っております。

例えば、進学率ということは、多分、高校がその県でそのままその大学に行ったということになりますと、高校時点で進学校などで既にその県におられなくなっているというような方がそちらに入っているのかというようなことをもいろいろ見ていかなければいけないとは思いますが、先ほど申し上げたように、やはり、進学したいと思っていらっしゃる方がなかなか実際には行けていないということであるとすれば、そこはやはりこのサポートをし

ていかなきゃいけない課題であろうというふうに認識をしております。

○松沢成文君　そこで、昨今話題になっている地方大学振興法ですね。この法律で、二〇二〇年から、東京二十三区内の大学は定員を増やすことができないという枠をはめると。そして、その前の二〇一八年、来年二〇一九年のこの二年間も、文科省の特例によって、大学の設置基準を特例で少し変えて、東京二十三区内は大学やあるいは学部、学科の設置は認めない方向で行くと。東京二十三区だけ網をかぶせて、規制を掛けて、学生増やしませんよとやっているわけですね。

そもそも、東京圏の大学、東京圏というのは東京、埼玉、千葉、神奈川ですね、首都圏の大学あるいは短期大学の総学生数というのは、以前、工場等制限法というのがあって、これで抑えていったんですよ、東京圏、近畿圏、中部圏。でも、それが撤廃されて規制緩和されて、じゃ、ぐっと増えたかと思うと、そうじゃないんですね。廃止時点から余り増えていないんです。例えば、二〇〇二年に東京圏は百八万人の大学生がいた。それが二〇一七年も百八万人なんですね。東京圏で見ると全然増えていないんですよ。それで、東京都の大学における地方出身者の入学者数も、これ工場制限法が廃止されて以来、これ実は低下をしているんです。二〇〇二年は四万五千五百二十七人、二〇一七年は四万二千九百九十八人。

こういうような数字を見ると、何でこういう状況なのに東京二十三区の大学の学生の定員をもうこれ以上増やさせないという定員抑制を行う妥当性があるのか、私は理解できないんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（林芳正君）　法案の所管自体は梶山大臣であるということをもっと申し上げておいて、その上でということですが、東京全体で見ますと今先生がおっしゃったとおりでございますが、東京二十三区ということで二〇〇二年と二〇一七年を比較いたしますと、短期大学は実は一・八万人減っているんですね。しかし、大学・学部、これが八・〇万人増加ということでございまして、差引き六万人強増加をしているということでございます。

それから、東京都の大学における地方圏出身の入学者数についても、委員がおっしゃったように若干の減少傾向でございますが、大学進学時における東京圏への転入超過が約七万人程度ということで大きな割合を占めているということと、それから大卒就職者の地元残留率

が、やはり東京都において、要するに大卒して就職してその大学と同じ場所にいるかということだと思いますが、東京都がやっぱり最も高く、そのうち三分の二が大学進学時に来られた方ということになっているという状況もあって、この二十三区における大学の定員増の抑制を講じることになったというふうに承知をしております。

○松沢成文君 私もいろんなデータ調べてみたんですけども、地方の学生さんたちが東京に行っているのはそんな増えていないんですね。でも、東京の学生が増えているその最大の原因は、東京の周辺なんです。神奈川、埼玉、千葉、ここで高度経済成長期にがあと住宅地が増えて、その子たちが十八歳ぐらいになってきて、その子たちがみんな東京の大学に行くものだから東京の学生が増えているのが、私は、この人口移動というか、学生になる人たちの移動の実態だと思うんですね。そういうことをしっかり調べないで、東京都じゃなくて、今度は東京二十三区だけをやり玉に上げて、ここは抑制しなきゃいけないというのは私はちょっと理解できないんですね。

もしこういうことをやるとしたら、やったら、意図したように地方の大学の入学者というのが、じゃ、東京の二十三区を抑制したから増えるのかと。私は逆に、東京二十三区を抑制しても、地方からの大学の進学者というのは、その周り、つまり多摩地区とか神奈川とか埼玉のこの辺の大学に、いろんな大学があるし、多様性もあるし、ブランドのある大学もあるから行きたがっちゃう。あるいは、もっと言えば、工場等規制法のとときには三大都市圏規制掛かったわけです。でも、今回、東京二十三区だけを掛けるわけだから、そうすると、首都圏の周りの大学に行く人、あるいは関西圏、京都だとか、こういうところの大学に行っちゃう人が増えて、結局地方の人たちは地方の大学に行かないんじゃないかと、私はそう考えますけど、いかがでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） 大変大事な御視点だと思っております。

今後、まず十八歳人口が減っていくということが大前提としてございますが、その中で、まず東京二十三区の学部の学生数が四十六・三万人おりまして、これ全国の学部学生数の一八％、ほぼ五分の一が二十三区内にいるということなんですね。

先ほど工場制限法、立地制限法でありましたが、平成十四年から平成二十九年までの間で、

先ほど申し上げたように二十三区は八・〇万人プラスで、東京二十三区を除く東京都、都下ですね、これはもう既に一・四万人減少しております。それから、埼玉県でも〇・九万人減少、千葉県では一万人減少、神奈川県でも〇・三万人減少、既にもう周りは減っていて、二十三区内がもう増えていると、こういう状況でございます。ですからこういうことをやるということになったということは先ほど申し上げたとおりですが。

ただ、委員がおっしゃるように、じゃ、こちらを、何といたしますか、流入制限をしたらそれでいいかといえ、それでは足りないわけございまして、やはり地方の大学の方が、ああ、この大学にやっぱり行きたいなと思ってもらえるようなことをやらなければ当然ならないわけございまして、この定員増の抑制と併せて、内閣官房の方で梶山大臣が所管しておられる新法に基づいて地方公共団体が実施する地域における大学振興・若者雇用の創出に資する事業を支援するための交付金制度、これをつくるということになっておりますし、それから、東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置を促進するための調査研究事業を実施するという事となっております。

また、文科省においても、地方の中小規模私立大学の経営改革や経営基盤の強化の支援、それから地（知）の拠点、これちょっと掛けていまして、地方の地と知識の知ですが、この拠点大学によって地域が求める人材を養成する教育改革を実行する取組を支援ということを実施してございまして、こうした地方大学の魅力を向上させるための施策を一緒にやっていかなければならないというふうに思っております。

[○松沢成文君](#) 平成十七年の中央教育審議会の、我が国の高等教育の将来像というような答申があるんですね。これにおいて、高等教育に関する国の役割というのは、高等教育計画の策定と各種規制の時代から将来像の提示と政策誘導の時代へと移行をすべきだと、大きな方針転換があったんです。でも、その答申から僅か十年しかたっていないにもかかわらず、再びまた総量規制という、地域にターゲットを与えた総量規制という規制に方針転換するというのは、私は全く合理的根拠がないと思うんです。工場等規制法で幾ら地方を優遇、都市圏は抑えますよとやっても、東京一極集中は全然止まらなかったわけです。ですから、それはやめて、もっと国全体の活力を持たせるために規制緩和したんですね。にもかかわらず、ま

た、今回地方が寂れているから東京の大学は抑えますというふうに逆戻りしているんですよ。

これね、こういうことをやっているから日本の経済は成長しないんだと思いますよ、教育も。私は大きな矛盾があると思うんですけども、こういうふうに政策、また転換する合理的根拠はあるんでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） 今委員がおっしゃったように、平成十七年の中央教育審議会答申においては、十八歳人口の増減に依拠して需給調整を図ると、こういう右肩上がりの成長期に取られてきた政策手法はその使命を終えて、高等教育計画の策定と各種規制の時代から将来像の提示と政策誘導の時代へと移行が提言をされております。

他方で、先ほどお話のあった平成十四年に工場等制限法が廃止されて以降では、この大学進学者は十八歳人口減を上回る大学進学率の上昇によって実は進学率が増えたんです、先ほど委員おっしゃったように。これ増えてきているわけですが、実は平成二十九年以降は大学進学率が引き続き上昇するという事は先ほどの議論であったようにあり得ると思いますけれども、それを上回る十八歳人口の減少が進んで、掛け算の結果としての大学進学者数が減少局面に転換をすると、これ二〇一八年問題と、こういうふうに言われておりますが、こうした状況も受けて、これは内閣府梶山大臣の方の法案でございますが、このまま二十三区、先ほど言ったように八万人でございますので、定員増が進み続けると、地方大学の中には経営悪化による撤退等が生じて、地域間で高等教育機会の格差が生じかねないということで今回の抑制を講じることになったと、こういうことだろうと思っております。

○松沢成文君 大臣、これ内閣府の梶山大臣の方の所管の法律だから、だからって。これちょっと、毎回言うんですけど、それは、二〇二〇年から法規制は、その法律は担当は内閣府なんですよ。でも、来年、再来年、二〇一八年、一九年は文科省の特例で規制するんですよ。文科省の問題ですよ、これ。だから、余り逃げない方がいいと思いますよ。

それで、こういう定員抑制を特定地域で行うということは、結果的には、新学部を設置等も結果的には規制することにつながっちゃいます。時代のニーズに応じた新規分野の例えば教育研究あるいは人材育成の私は阻害要因にもなっていくと思うんです。総定員数を維持したままであれば、従来の学部を廃止するなどして、スクラップ・アンド・ビルドして新学部

の設置は認めるとはしていますがけれども、私は、大きな制約となることは間違いないと思うんですね。このままでは、我が国が国際競争力の向上だとか産業の発展、イノベーションの創出にも私は影響を与えるのではないかというふうに思っています。

この新規分野の教育研究のための学部新設などについては、その必要性和合理性を判断できるような第三者機関を設けて、こういうイノベーションは我が国にとって必要であろうというものがあつたらそれは例外として認めていくということをやらないと、私は、国際競争をやっている日本の首都東京が、これはもうシンガポールやボストンと戦っているわけですよ、それなのにイノベーションが抑え付けられるという最悪の結果を生んでしまうと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） 東京二十三区の定員増の抑制に当たっては、今委員からスクラップ・アンド・ビルドのお話がありましたが、このスクラップ・アンド・ビルドによる時代に合った最先端の学部・学科の新設に加えて、留学生や、先ほどちょっとリカレントの話をしました、社会人の受入れ、それから高度な教育研究を行う大学院における定員増、こういうものは抑制の対象外とするなど、一定の例外事項を設けております。

また、またこれを言うと怒られるかもしれませんが、これはまち・ひと・しごと創生担当大臣の下に置かれていた有識者会議でございますが、東京二十三区の大学の学部等の定員抑制の例外事項について、新增設の必要性和合理性を判断する第三者機関を設けて対応していくべきだと、これ以上例外事項が増えることで抑制が骨抜きにならないようにすべき、社会の情勢の変化により必要性、合理性のある類型が出てくれば、必要性が生じた時点で制度を改正する方式がよいという意見がありまして、今委員がおっしゃったように、ここの最終報告でも、第三者機関の設置については引き続き検討が必要と、こういうふうになっておりますので、政府内で必要な検討をしてみたいと思っております。

○委員長（高階恵美子君） 松沢成文君、おまとめください。

○松沢成文君 もう時間なのでまとめますけれども、実はこの特例が、この法案を作ることが発表された九月二十九日の大臣の会見で、大臣は否定的な意見述べているんです。というのは、私はこれは正論だと思うんですけど、国政という立場になると、東京二十三区

だけでなく、全国レベルでの政策がつくられるべきだと言っているんですね。私はそのとおりだと思います。

これ、やっぱり全国知事会が、地方が余りにも衰退していると、どうにかしてほしいということで、東京圏に若者行き過ぎているからこれを抑えて、地方で雇用もつくるから、大学も頑張るからそういうふうには誘導してくれということなんですけれども、やっぱり……

○委員長（高階恵美子君） 松沢君、時間が参っておりますので、おまとめください。

○松沢成文君 はい。

日本は国際競争をやっていますからね。もう国際的な大学のイノベーションで勝っていかないと日本の発展はありませんので、こういう変な総量規制は是非とも考え直していただきたいと思いますので、また継続して質問させていただきます。

以上です。